

Financial Adviser

[ファイナンシャル・アドバイザー]

JAN. | 2016

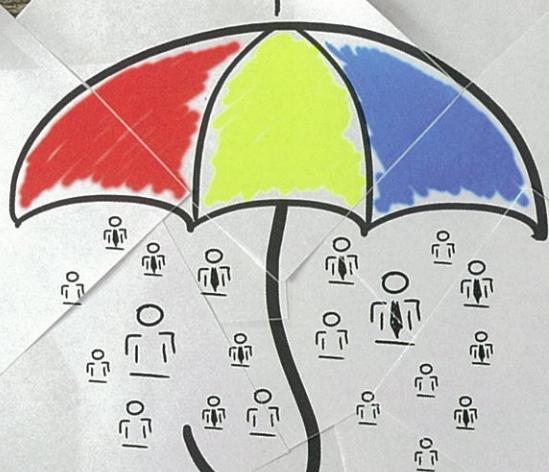
No.206

www.kindai-sales.co.jp

1

ニーズ別の 保険提案を極める

価値観が多様化する中で
成果をあげる
プランニングのコツ

**特別企画**

確定申告は不要? 必要?

押さえておきたい**「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の注意点****取材企画**

レポート・FPコンサルティング最前線!

第5回 SMBC信託銀行「PRESTIA(プレスティア)」

巻頭インタビュー・FP羅針盤**北澤 直**株式会社お金のデザイン
COO

相続診断士が伝える

「笑顔相続のススメ」

第34回

安易な遺産分割のやり直しに注意

この質問に専門家はどのように回答するかというと、実は、それぞれの立場で回答の内容が異なります。

司法書士は、当初の遺産分割については相続人全員の合意による解除ができる、新たな協議をするのであれば、その新しい遺産分割に従つて登記をし直す、つまり「所有権を変更することは可能です」と説明するでしょう。これは当事者間の合意は何ら妨げられるものではないという民法上の原則が働くからで、最高裁判所も認めるところです。

一方、税理士は「遺産分割のやり直しは可能ですが、贈与税が課税される可能性があります」と回答するでしょう。税務署は、新たな遺産分割は相続による財産の分割ではない、と考えています（相続税法基本通達19-2-8）。つまり、第1次遺産分割が当事者の間で解除され、新たな遺産分割が行われた場合には、新たな財産の移転とみなされ、贈与税が課されることになるのです。

「無効」ならやり直せるが…

しかし、税金の世界でも遺産分割にあたつての重要な動機として明示

のやり直しが認められるケースがあります。それは、第1次遺産分割が無効とされた場合です。無効といふのは、何らかの欠陥により、その遺産分割がなかつたものとされる民法上の概念です。その遺産分割がなかつたものとされる以上、やり直した遺産分割が最初の遺産分割となるわけで、相続税もやり直しの遺産分割に従つて課税されます。

では、無効な遺産分割とはどのようなものか。実は、これが裁判上認められたケースは多くありません。

一例を紹介します。ある家庭で未公開会社の株式を含む相続があり、ある割合でその株式を分割すれば、配当還元方式により安価に評価されるという税理士の助言を信じ、遺産分割を行なった相続税の申告をしました。民法95条には、「要素の誤認」がある場合には、その合意内容は無効とされるという規定があります。重要な誤認であれば、税金の世界でも遺産分割のやり直しが認められる余地がありますが、やはり限定的です。安易に遺産分割のやり直しを行うことのないよう、専門家の助言を受けるべきでしょう。

裁判所は、配当還元方式による評価を得ることが、「第1次遺産分割にあたつての重要な動機として明示



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A笑顔相続」や「相続大増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。